

個人情報保護法等に基づく公表事項等

個人情報保護に関する法律等に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます（用語等は当社）の個人情報保護方針と同一です）。

有限会社 佐野観光農園
代表取締役 黒田 和美
（平成 29 年 5 月 30 日制定）

1. 当社が取扱う個人情報の利用目的（保護法第 18 条第 1 項関係）

次のとおりです（後記 3 以下も併せてご覧ください）。なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

○ 個人情報を取得する際の利用目的（保護法第 18 条 1 項関係）

事業分野	利用目的
味覚狩り事業	<ul style="list-style-type: none">・味覚狩りサービス利用申込の受付・本人確認・利用資格等の確認・市場調査及び当社が提供をする商品サービスの開発・研究・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先への提供・当社が提供する商品・サービス（注 1）に関する各種の情報のご提供等
加工事業	<ul style="list-style-type: none">・受託業務の遂行・当社が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等・食品安全管理及び雇用管理
農畜産物委託販売事業（注 2）	<ul style="list-style-type: none">・申込の受付・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供・費用・代金の請求・決済・当社が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
農作業受託事業（注 3）	<ul style="list-style-type: none">・申込の受付・契約に基づくサービスの提供・費用・代金の請求・決済・当社が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
受託業務	<ul style="list-style-type: none">・委託先との契約に基づく業務の遂行
採用・雇用管理	<ul style="list-style-type: none">・採用の可否の判断・雇用の維持・管理・健康保険組合等関係機関・団体への提供・身元保証人等に対する当組合からのご通知・ご連絡等

（注 1） 当社が提供する商品・サービスとは、当社が行っている全ての事業に係る商品・サービスをいい、以下の各項目において同じです。

(注2) 同分類の農畜産物卸売業に相当する事業

(注3) 同分類の農業サービス業に相当する事業

○ 特定個人情報を取得する際の利用目的

事務の名称	利用目的
取引先等に係る個人番号 関係事務	報酬・料金等に関する支払調書作成事務 不動産の使用料等に関する支払調書作成事務
従業員等に係る個人番号 関係事務	源泉徴収票作成事務 財形届出事務 雇用保険届出事務 健康保険・厚生年金保険届出事務 労災保険届出事務 国民年金の第3号被保険者の届出に関する事務

2. 当社が取扱う保有個人データに関する事項（保護法第27条第1項関係）
次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者（当社）の名称 有限会社 佐野観光農園

(2) すべての保有個人データの利用目的

○ 保有個人データの利用目的（保護法第27条1項2号関係）

データベース等の種類	利用目的
いちご狩りクラブに関する データベース	・ 味覚狩りサービス利用申込の受付 ・ 本人確認 ・ 利用資格等の確認 ・ 市場調査及び当社が提供をする商品サービスの開発・研究 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・ 当社の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
アグリタウン友の会に関する データベース	・ 直売所サービス利用申込の受付 ・ 本人確認 ・ 利用資格等の確認 ・ 市場調査及び当社が提供をする商品サービスの開発・研究 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・ 当社の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

(注) ご不明な点につきましては、ご本人さまからのお申出により遅滞なくご回答させていただきます。

(3) 開示等の求めに応じる手続

保有個人データにかかる開示等の求めに応じる手続は、以下の通りです。なお、当社が行うダイレクトメールや電話によるご案内等について、ご本人または代理人

の方から利用停止のお申し出があった場合には、ただちにダイレクトメールや電話によるご案内のための個人情報の利用を中止いたします。

(i) 開示等の求めのお申出先

当社の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申し出下さい。なお、お取引内容等に関するご照会は、下記にお尋ね下さい。

有限会社 佐野観光農園

(ii) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

本人からの開示の請求の受付については、受付窓口において受付けることを原則とし、やむを得ない事情がある場合には、書面により郵送で受付けることができる。

前項の請求の受付に当たっては、本人から「個人情報開示請求書」の提出を求めるものとする。代理人による請求については、規定に基づき代理人資格の確認を求める。

(iii) 開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法

なりすましによる情報の漏えいを防止するため、次により開示等請求者の本人確認を行う。なお、電話等による開示等の求めがあった場合には、来店又は郵送若しくはFAXによる請求等を求める。

1 来店による請求の場合

窓口において直接的に本人であることを証明できる運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、年金手帳、実印及び印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）又は外国人登録証明書の提示を求める。

2 郵送又はFAXの場合

郵送の場合には、運転免許証又はパスポートの写しの他に、住民票又は請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）の同封を求める。

FAXによる場合には、運転免許証又はパスポートの写しと請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）の写しの送付を求める。

3 代理人による請求の受付は、来店によるものとし、この場合には本人および代理人双方につき、前条の本人確認の方法により確認を行う。ただし、代理人が弁護士の場合には、名刺・バッジを確認のうえ、登録番号を控えることによることができる。

4 代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行う。

① 法定代理人の場合

請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの

② 任意代理人の場合

本人の印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）および委任状（「別紙2」）

(iv) 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

利用目的の通知および開示の請求については、1件当たり500円の事務手数料

料および郵送料実費を徴するものとする。ただし、当社の過失により開示した個人データに誤りがあった場合には、收受した手数料を返還する。

(4) 保有個人データの取扱いに関し当社が設置する苦情のお申出先窓口
苦情等対応窓口を有限会社 佐野観光農園に設置する。

3. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（保護法第23条第2項関係）

保護法第23条第2項は、第三者に提供される個人データ（機微情報は除きます。）について、ご本人の求めに応じてご本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段または方法、④ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、⑤ご本人の求めを受け付ける方法につき、ご本人が容易に知り得る状態におい有的时候および個人情報保護委員会に届け出たときは、個人データを第三者に提供することができることを定めています。

4. 共同利用に関する事項（保護法第23条第5項3号関係）

保護法第23条第5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当社が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) J A佐野との間の共同利用

① 共同して利用する事業者の範囲

- ・ J A佐野（佐野農業協同組合）

② 共同利用する個人データの項目

当社のお客さまおよびその他の個人の以下の個人データについて、共同利用します。

③ 共同利用する会社の利用目的

- ・ 当社の提供する各種商品・サービスに関する各種情報のご提供等のため

④ 個人データの管理について責任を有する者

当社 有限会社 佐野観光農園（個人情報保護管理者）

5. 当社が作成した匿名加工情報に関する事項（保護法第36条第3項関係）

次の通りです。

○匿名加工情報として作成した項目

6. 備考

当社が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。

以上